

平成27年度(基盤研究(S)) 研究概要(採択時)

【基盤研究(S)】

人文社会系(社会科学)



研究課題名 雇用社会の持続可能性と労働法のパラダイム転換

名古屋大学・大学院法学研究科・教授 **和田 はじめ**

研究課題番号: 15H05726 研究者番号: 30158703

研究分野: 社会科学・法学・社会法学

キーワード: 持続可能性、雇用社会、パラダイム転換、労働法、比較法研究

【研究の背景・目的】

雇用社会の劣化は、その現れ方や程度には相違があるものの、先進国に共通に見られる現象である。国際機関や各国政府は、これを克服する様々な試みを行ってきた。しかし、日本では再びこの劣化の深刻化が危惧されている。本研究は、雇用の二極化、ワーキングプア層の増加、ワークライフのアンバランス、あるいはブラック企業現象等、現在の雇用社会の現状を「持続可能性の危機」と捉え、雇用社会の持続可能性を確保・維持するために ILO が提起する「ディーセント・ワーク」、G20 首脳宣言がいう「質の高い雇用の創出」、あるいは厚労省文書において主張された「厚い中間層の形成」などの理念に沿った「労働法の新なるパラダイム」を模索することを目的としている

【研究の方法】

(1) 研究課題

まず行わなければならない作業は、雇用社会の現状を正確に分析することである。今日の雇用社会が劣化傾向にあることは、労働法や労使関係研究者のかなり共通の認識になっているが、その深刻度の理解には温度差があるようである。現在進行しているアベノミクスの雇用政策の批判的分析が中心となる

次に、この劣化現象の原因を突き止めなければならない。それは処方箋を描くために必要な作業である。本研究グループの認識は、1980年代以降、本格的には1990年代以降の雇用政策にその主要原因があると考えている。この時期に、伝統的な労働法理論の批判的な検討から新たなパラダイム論が展開されたが、それは伝統的な枠組みの正の部分まで削ぎ落としてしまった。ここに本研究が、労働法の新なるパラダイムを模索する理由がある。

これを受けて、新たな雇用社会の(法)規制モデルを提案することになるが、それを「標準的労働関係モデル」として提起したい。そして、これを前提とした新たな立法提言等を行っていく。このモデルは、雇用社会だけをターゲットにしているのではなく、社会保障も含む労働者の生活保障システムにまで拡大する。

(2) 研究手法

2008年に開始した基盤研究(A)を支えるために発足した労働法理論研究会を母体として研究を推進し

ていく。この研究会は、労働法及び社会保障法の研究者、そして弁護士等の実務家から成っており、理論と実務の架橋がなされる。

比較法研究としてドイツを中心としたヨーロッパ、そして韓国を対象とするが、今回の研究から台湾も加える。前者によりソーシャル・ヨーロッパ・モデル研究を、そして後者を通じて東アジア・モデルの構築を考えている。これらの研究成果は、シンポウムの開催と著書等の出版につなげていく。

【期待される成果と意義】

ILOを始めとして国際的な諸文書が提起している「ディーセント・ワーク」、「質の高い雇用の創出」、「厚い中間層の形成」といった鍵となる理念にふさわし労働法の再構築案を提起する点に、本研究の意義がある。これらを通じて「持続可能な雇用社会」の姿を明らかにし、最低賃金制度、雇用ダイバーシティと新たな社会的包摂あるいは社会保障制度のあり方の提示、雇用平等のための差別禁止ルールのあるあり方、あるいは同一価値労働同一賃金原則の日本型モデルの抽出、雇用とセーフティネットの関係等についての提言、そして立法政策を提示する。

【当該研究課題と関連の深い論文・著書】

- ・和田肇『人権保障と労働法』日本評論社、2008年
- ・Raimund Waltermann, Abschied vom Normalarbeitsverhältnis?, C.H.Beck (2010)
- ・和田肇・脇田滋・矢野昌浩編『労働者派遣と法』日本評論社、2013年
- ・西谷敏・和田肇・朴洪圭編『日韓比較労働法 I・II』旬報社、2014年

【研究期間と研究経費】

平成27年度-31年度 76,000千円

【ホームページ等】

<http://slrp.law.nagoya-u.ac.jp/>